

学校管理下における食物アレルギー対応について

「給食における食物アレルギーの調査について」にご協力いただきありがとうございます。資料では、給食におけるアレルギー調査と記載がございますが、学校管理下全体でのアレルギー調査となっております。

学校管理下とは、以下のようになっております。

- ・ 修学旅行・スキー移動教室・イングリッシュキャンプ等の宿泊行事
- ・ 宿泊を伴わない校外学習
- ・ 家庭科の調理実習等の食物を扱う授業

「給食では扱わない食材のため、給食での除去食対応は必要ないが、上記の場合には対応が必要となる」という場合についても、学校生活管理指導表を学校へ提出していただくこととなります。また、学校生活管理指導表は、原則、年度当初の提出となりますので、ご了承ください。

除去食対応が必要となる場合、個別面談を実施するため、後日資料をお渡しいたします。資料に必要事項をご記入いただき、学校へご提出ください。

ご不明点がございましたら、お手数ですが、旭丘中学校 保健室までお問い合わせください。

問い合わせ先

練馬区立旭丘中学校
養護教諭 村井 美友
電話 03-3957-3133